

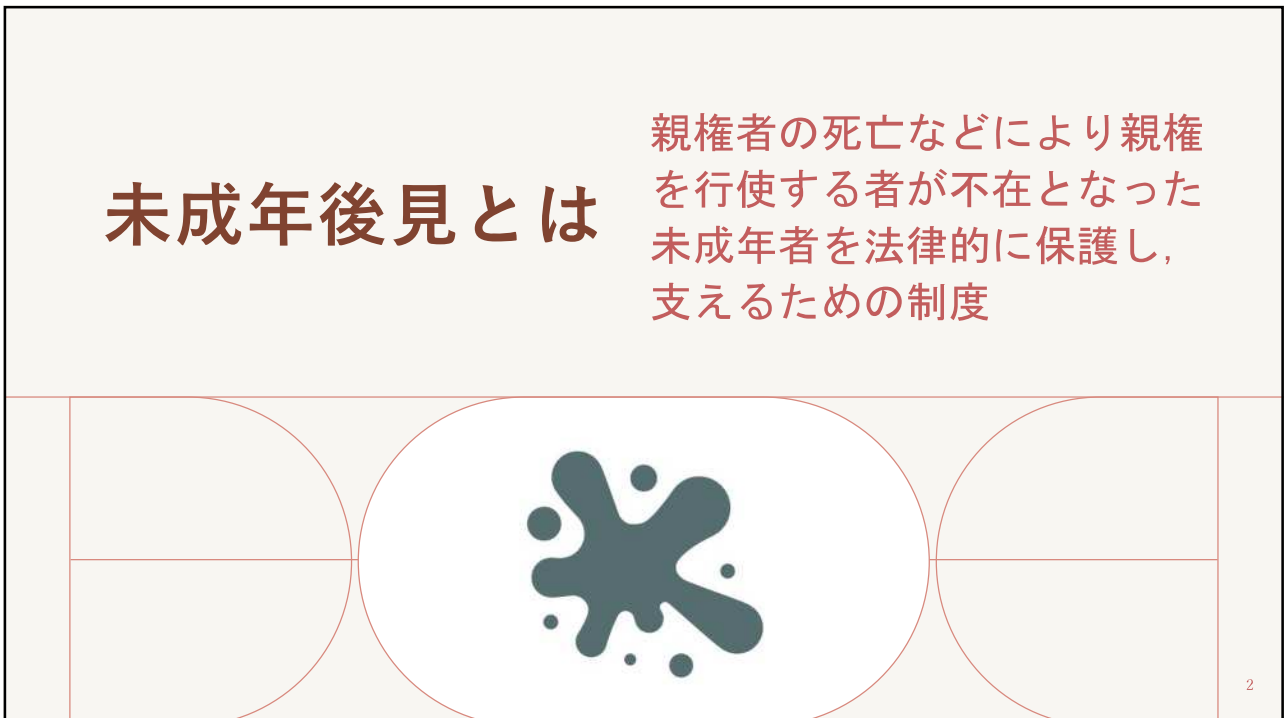
基調講演 1

2024年12月6日25周年記念シンポジウム資料



無断転載禁止

2024年12月6日25周年記念シンポジウム資料



無断転載禁止

後見制度に対する 司法書士界のこれまでの歩み

3

無断転載禁止

成年後見制度への取り組み

成年後見制度は2000年に施行された。

司法書士は、いち早く新しい成年後見制度を積極的に支えようと、「社団法人成年後見センター・リーガルサポート」を1999年に設立した(2011年4月1日より公益社団法人へ移行)。

高齢者・障害者の権利を擁護するために司法書士のみを正会員として設立された団体として現在まで精力的に活動している。

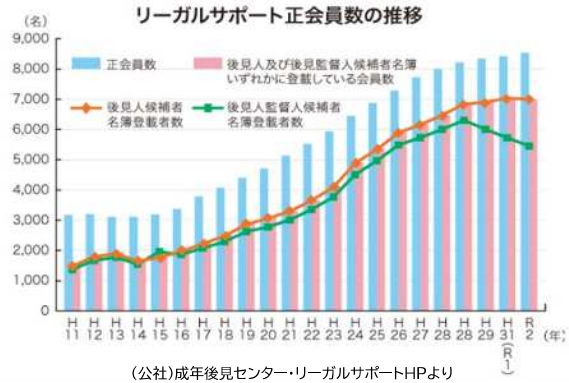
4

無断転載禁止

■ リーガルサポートは日本最大の専門職後見人団体です。

リーガルサポートの正会員はすべて司法書士です。司法書士はこれまで、重要な財産の管理・保全や民事紛争の解決など、みなさまのそばでみなさまの権利を守る法律の専門家としての役割を果たしてきました。リーガルサポートは、全国都道府県ごとに50の支部（北海道は4支部）あり、全国8000人を超える会員がそれぞれの地域の実情に即した後見業務を行っています。

全国各地に
50支部



無断転載禁止

■ 司法書士は第三者後見人の中で一番多く選任されています。

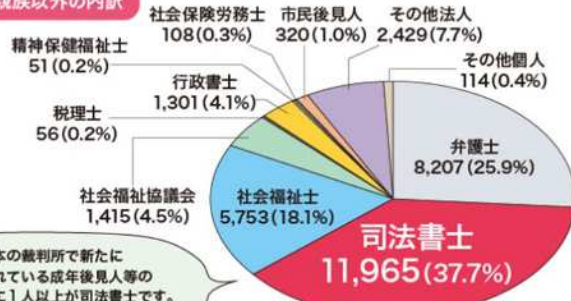
司法書士は、成年後見制度が始まって以来、親族以外の第三者後見人の中で一番多く家庭裁判所から選任されています。リーガルサポートは、その信頼に応えるべく、会員が適切な後見業務を遂行することができるよう、研修制度や報告制度などを採用しています。

成年後見人等と本人との
関係別件数・割合

最高裁判所 令和3年「成年後見関係事件の概況」より



親族以外の内訳



日本の裁判所で新たに
選任されている成年後見人等の
うちの4人に1人以上が司法書士です。

(公社)成年後見センター・リーガルサポートHPより

無断転載禁止

未成年後見制度への取り組み

未成年者の健全な成長のために孤軍奮闘する司法書士がいる。未成年後見人として業務を行っている司法書士が全国に少ないながら存在することがわかった。

成年後見のように実務書はない。実務のつまづきを相談する司法書士の仲間もない。

成年後見分野はリーガルサポートが支援している。

未成年後見分野は誰が支援するのか。

※スライド8ー12ページは全て日本司法書士会連合会の事業である。



7

無断転載禁止

平成 17 年・18 年度(2005 年・2006 年度)
後見制度推進委員会

平成 19 年・20 年度(2007 年・2008 年度)
後見制度推進委員会

平成 21 年・22 年度(2009 年・2010 年度)
成年後見制度対策部未成年後見事務検討WT

平成 23 年・24 年度(2011 年・2012 年度)
子どもの権利擁護委員会未成年後見検討チーム

平成 25 年・26 年度(2013 年・2014 年度)
子どもの権利擁護委員会未成年後見検討チーム

平成 27 年・28 年度(2015 年・2016 年度)
子どもの権利擁護部未成年後見検討チーム

平成 29 年・30 年度(2017 年・2018 年度)～現在に至るまで
後見制度対策部未成年後見WT

組織対応


約20年前から

8

無断転載禁止

<p>平成 24 年度、未成年後見と子どもの権利に関する研修会を開催(平成 24 年 12 月 1 日@宮城県会)</p> <p>平成 25 年度、未成年後見研修会を開催(平成 26 年2月1日@電気ビル共創館(福岡市))</p> <p>平成 26 年度、未成年後見研修会を開催(平成 27 年2月7日@日司連ホール)</p> <p>平成 27 年度、未成年後見研修会を開催(平成 28 年3月 19 日@岡山県会)</p> <p>平成 28 年度、未成年後見研修会を開催(平成 28 年 10 月 22 日@愛知県会)</p> <p>平成 29 年度、未成年後見と子どもの権利に関する研修会を開催(平成 30 年2月3 日@兵庫県会)</p> <p>平成 30 年度、未成年後見研修会を開催(平成 30 年8月 25 日@AP 市ヶ谷)</p> <p>令和元年度、未成年後見研修会を開催(令和2年2月8日@日司連ホール)</p> <p>令和2年度、未成年後見に関する研修講義動画を収録</p> <p>令和3年度、未成年後見研修会を開催(令和4年2月 12 日@Web 配信)</p> <p>令和4年度、未成年後見シンポジウムを開催(令和5年1月 28 日@ハイブリッド形式)</p> <p>令和5年度、未成年後見研修会を開催(令和6年1月28日@ハイブリッド形式)</p>	<p>未成年後見に関する 研修会 シンポジウムの開催</p> <p>10年以上にわたって 毎年開催</p>
	9

無断転載禁止

<p>月報司法書士への記事掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 14 年12月、未成年後見監督人として 平成 18 年1月、未成年後見 平成 23 年1月、司法書士と未成年後見業務 平成 23 年1月、未成年後見(監督)事件アンケートの分析と今後の課題 平成24年7月、未成年後見 平成 26 年3月、未成年後見業務と司法書士～平成24年度実施のアンケート結果を踏まえて～ 令和元年7月、新家族法研究ノート第3期「未成年後見人による不適切な財産管理」 令和元年8月、社会的養護と司法書士(未成年後見等から考える) 令和2年4月、特別養子制度の改正改正が及ぼす影響について考える～未成年後見を中心に～ 令和3年9月、司法書士における未成年後見業務の現状 令和3年10月、未成年後見制度利用の現状—都道府県・政令指定都市、児童相談所及び児童養護施設へのアンケート集計結果から— 	 <p>第81回 司法書士における未成年後見業務の現状</p> <p>久保 隆明</p>
	10

無断転載禁止

継続的な実態調査（司法書士向けアンケート）

- 平成 21 年度、月報司法書士平成 22 年1月号同封により会員向けに未成年後見(監督)事件アンケートを実施
- 平成 24 年度、司法書士会・LS支部向けと未成年後見業務就職経験者向けに未成年後見に関するアンケートを実施
- 平成 26 年度、児童相談所を管轄する自治体を対象に児童虐待防止対策支援事業の未成年後見制度等に関するアンケートを実施
- 平成 29 年度、月報司法書士平成 30 年1月号同封により会員向けに未成年後見(監督)事件アンケートを実施
- 令和3年度、都道府県・政令指定都市、児童相談所及び児童養護施設向けに未成年後見に関するアンケートを実施
- 令和4年度、月報司法書士令和4年7月号同封により会員向けに未成年後見に関するアンケートを実施



11

無断転載禁止

未成年後見制度の広報

- 平成 26 年度、書籍「未成年後見の実務—専門職後見人の立場から」を発刊
- 令和 4 年度、児童相談所及び児童養護施設向け未成年後見制度研修動画を4つ作成し YouTube に公開

第 1 部 「未成年後見ってどんな制度？」 URL : <https://youtu.be/Dh2jtDgGiP8>

第 2 部 「未成年後見人選任の申立手続きについて」 URL : <https://youtu.be/hkcUIv0POrs>

第 3 部 「未成年後見人って何ができるの？」 URL : <https://youtu.be/EXy34zGaml8>

第 4 部 「未成年後見制度は子どもにどんなメリットがあるの？」 URL : <https://youtu.be/HbHziPwbHTQ>

- 未成年後見制度利用促進に関する児童相談所・児童養護施設向け研修会講師派遣

未成年後見制度の適切な利用促進のために、児童相談所や児童養護施設向けに研修会の講師派遣

→この事業のお問い合わせは日本司法書士会連合会まで

12

無断転載禁止

司法書士の未成年後見事件数の推移

日司連総会資料より（各司法書士の業務報告に基づいた数）

（単位：件）

	新受	継続	合計
令和4年度	214	459	673
令和3年度	276	672	948
令和2年度	210	606	816
令和元年度	358	516	874
平成30年度	339	652	991
平成29年度	349	768	1,117
平成28年度	375	840	1,215

13

無断転載禁止

日本司法書士会連合会では、令和3年度、未成年後見制度利用の現状を調査すべく、都道府県・政令指定都市をはじめ、全国の児童相談所及び児童養護施設に対し、未成年後見制度に関するアンケートを実施した。

未成年後見人が選任されている児童は4人に1人の割合であり、児童4人のうち3人は、未成年後見を開始していると思われるにもかかわらず未成年後見人が選任されていないという結果となった。

（アンケートの詳細は月報司法書士2021年10月号）

司法統計から見た未成年後見（監督）人選任数の推移（第3表総数）

	令和4	令和3	令和2	令和元	平成30	平成29	平成28	平成27	平成26
後見人	1,375	1,873	2,033	2,143	2,242	2,297	2,531	2,683	2,575
監督人	57	94	108	121	133	123	152	188	162

14

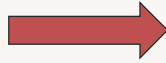
無断転載禁止

司法書士会では地道に未成年後見事件を受任する会員を支援してきた。ただ、今後も長きにわたり未成年後見に特化した研修会などを実施していくことは確約できるものではない。
(その時々で予算を注ぎ込む重要事業が変わっていくから)

一過性のものでなく、持続的かつ組織的に未成年後見業務に取り組む司法書士を支援していくためには、リーガルサポートで「公益目的事業」として未成年後見事業に取り組むことが必要である。

令和5年8月、リーガルサポートは未成年後見事業の公益目的事業への追加についての変更認定を受けた。

公益目的事業



令和7年4月1日
事業開始

15

無断転載禁止






実際の未成年後見業務


16

無断転載禁止

<p>※民法改正前 単独後見のみの時代</p> <h1>未成年後見初受任</h1>	<h2>姉</h2> <p>平成19年9月3日（18歳） 平成21年3月15日 浪人中 色々話してくれる</p>	<h2>弟</h2> <p>平成19年9月3日（16歳） 平成23年1月9日 高校1年生 話してくれない・会ってくれない</p>
---	--	--

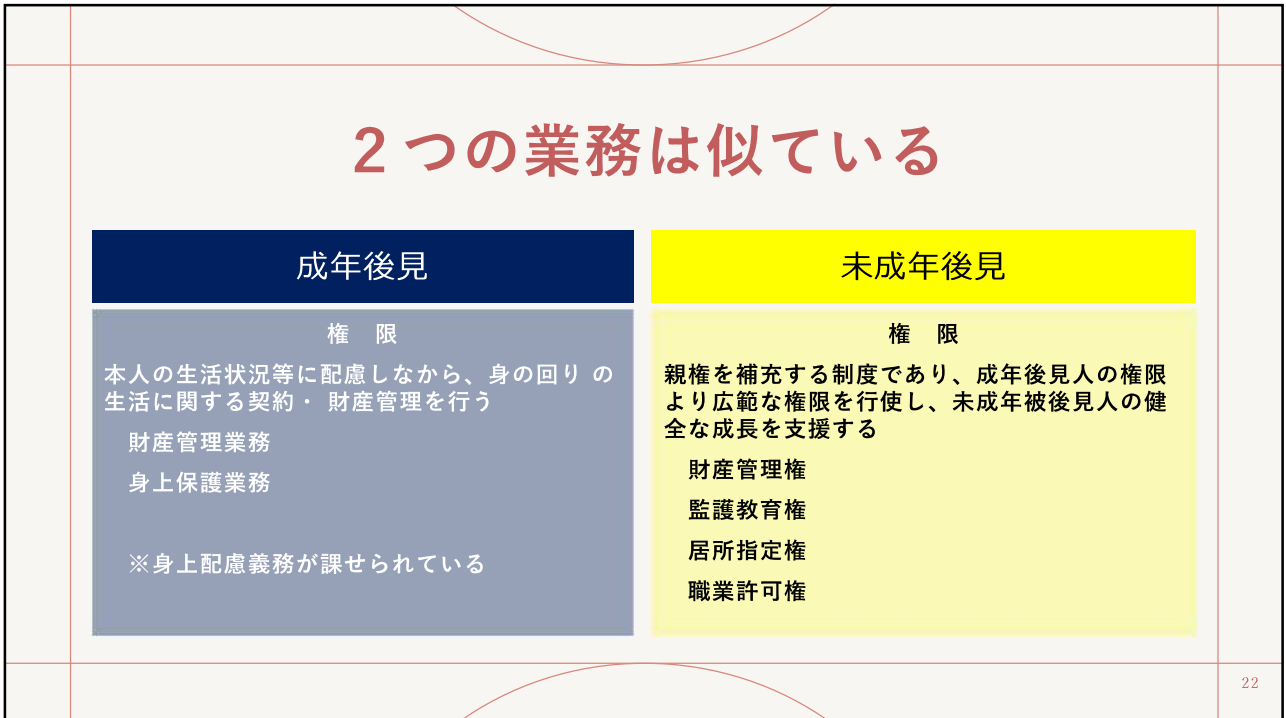
<p>未成年後見業務の実際</p> <ul style="list-style-type: none">家庭裁判所で事件記録謄写市役所へ未成年後見の届出（現行法では書記官からの囑託）子どもとその申立人など関係者との打ち合わせ（財産の引継ぎ）保険代理店と保険内容の確認及び死亡保険金などの給付手続不動産業者と賃貸不動産の管理契約の継続アパートの火災保険への加入後見人の最寄りの銀行支店に未成年後見業務用口座を開設社会保険事務所へ行き、遺族年金の払込先を変更金融機関へ行き、未成年後見届市役所で滞納税金の有無の確認及び納税通知書の送付先の変更	 
--	--

<ul style="list-style-type: none">• 税理士事務所へ相続税の申告を依頼• 姉の受験相談<ul style="list-style-type: none">• 姉の大学合格に伴い、京都へ引越し。アパートの連帯保証人は親戚の叔母• 大学の身元保証人には「親権者になってください」と大学側に言われ、署名• 弟の受験相談 自宅を空けたくないとの希望により、地元の専門学校に進学• 専門学校の入学説明会に同行。担任予定の先生と面談し、進路相談を受けた。• 姉が成人となったため業務終了＝財産の引き渡し<ul style="list-style-type: none">• 未成年後見の終了届け出を市役所に提出• 弟が就職活動のために運転免許が必要ということで、自動車学校に入校。自動車任意保険の重要性について説明• 専門学校で就職指導<ul style="list-style-type: none">• 賃貸不動産の修繕の対応• 弟が成人となったため業務終了＝財産の引き渡し<ul style="list-style-type: none">• 未成年後見の終了届け出を市役所に提出	
--	---

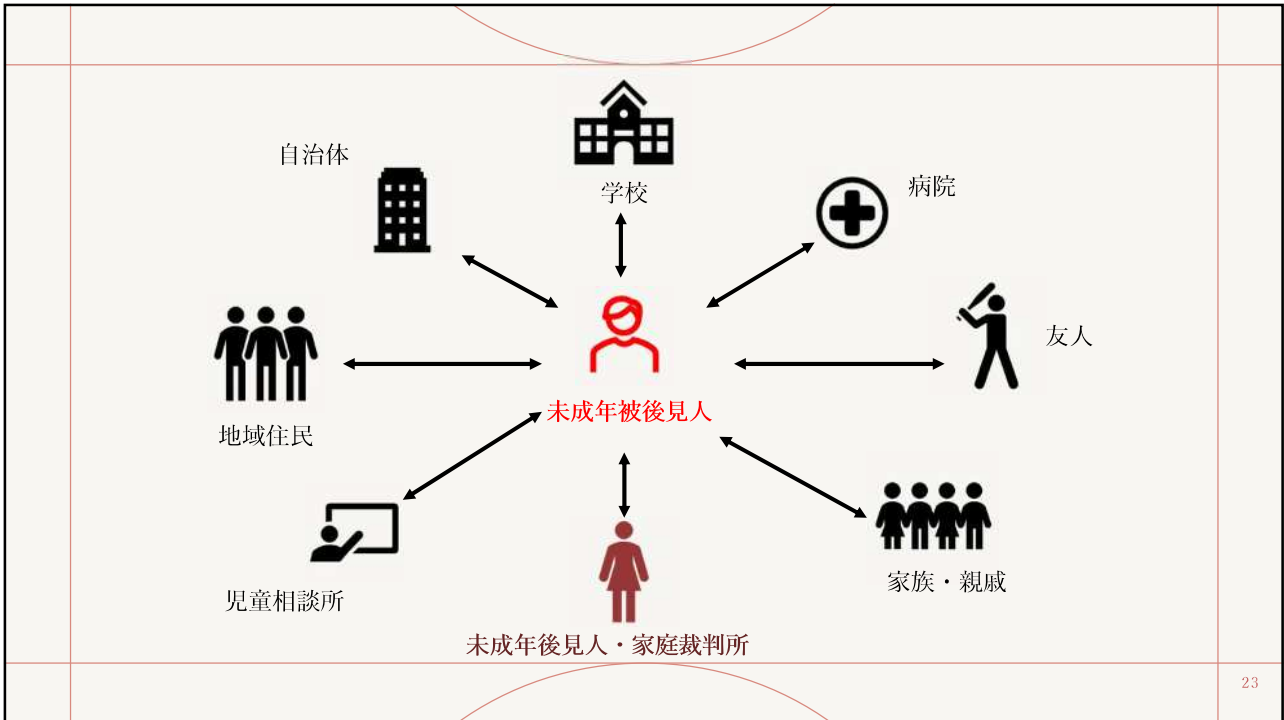
<p>多くの部分は成年後見業務と変わらないが、違うところは</p>	
<ul style="list-style-type: none">• 成長に触れられる• 業務終了の際の嬉しさと不安• 成人後の人生の土台づくり	
<p>未成年後見業務は、その子の成長にとって大切な業務である</p>	



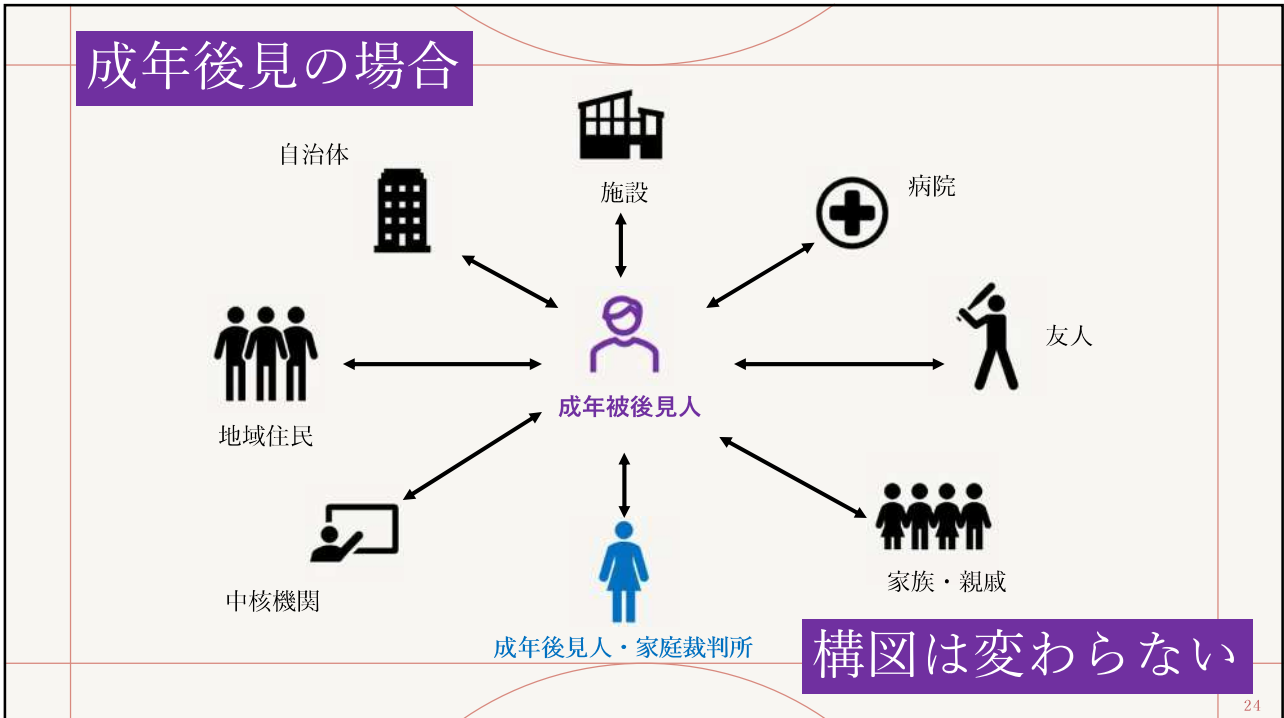
無断転載禁止



無断転載禁止



無断転載禁止



無断転載禁止



無断転載禁止

	<p>最後のその日まで自分らしく生きることを支える業務</p>
	<p>業務終了時の財産の引き渡しは相続人へ</p>
	<p>保護の対象に合わせた適切な業務＝研修と研鑽</p>
	<p>発達途中にある子どもを支える業務</p>
	<p>業務終了時の財産の引き渡しはスタートラインに立った本人へ</p>

無断転載禁止



無断転載禁止

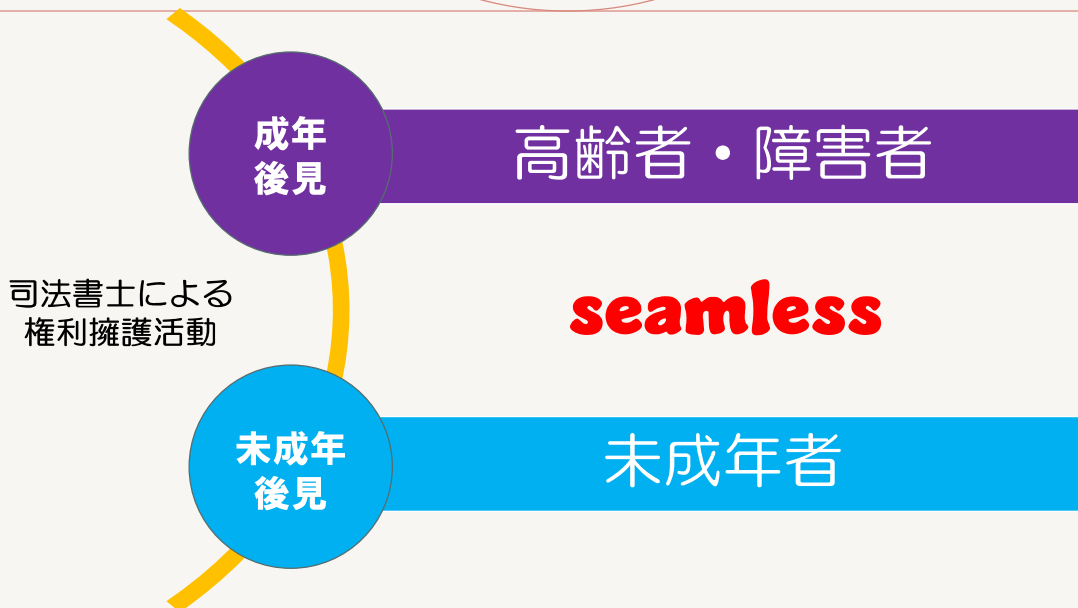
<h2>未成年後見と 社会的養護</h2>	<p>子どもは大人の姿を見て育つ、ご飯の食べ方、人との話し方、お焼香の上げ方など。</p>
	<p>親を亡くした人は身近に見本となる大人がいない。</p>
	<p>法律上は「親代わり」でも、本当の親になれるわけがない。理由なき反抗を無条件に受け入れられるのは親しかない。</p>
	<p>多くの誠実な大人が子どもに関与することは健全な成長につながる。</p>
	<p>未成年後見人だけですべてができるはずがない。</p>
	<p>子どもにとって支援を求められる多くの引き出しの一つになることが大切ではないか。</p>
	<p>28</p>

無断転載禁止

未成年後見人は社会的養護の一翼を担っている

子どもの権利擁護活動に司法書士の業務として直接子どもに関わることができる仕事

リーガルサポートの未成年後見部門を、司法書士界における子どもの権利擁護事業のプラットフォームに



ご清聴ありがとうございました

基調講演 2 「未成年後見制度のこれから」

2024年12月6日

早稲田大学名誉教授・弁護士 棚村 政行

1 はじめに

- ・保護者のない児童、被虐待児などの家庭環境上養護を必要とする児童は、2023年で約4万2000人。
- ・里親委託率は、依然として23.5%と低い。特別養子縁組の成立件数も、2023年は587件。法務省の2021年調査では、未成年養子縁組届は841件が確認。未成年養子の許可申立て件数は2023年には709件となり、認容件数は517件と落ち込む。
- ・2023年の未成年後見人選任申立件数は1081件で、認容999件、却下5件、取り下げ51件。
- ・日司連2021年のアンケート調査の結果、未成年後見人が選任されているのは4人に1人で、4人のうち3人は未成年後見人が選任されていない。
- ・本講演では、まず未成年後見制度の利用の実情や課題を踏まえたうえで、未成年後見制度と成年後見制度、未成年後見制度と里親制度、養子縁組制度(未成年普通養子と特別養子)との関係など社会的養護との関係などを検討し、未成年後見制度の位置づけ・法的性格、未成年後見制度の今後の果たすべき役割とその限界、未成年後見制度の運用・支援・法整備をめぐる課題と今後について若干の展望を試みる。

2 未成年後見制度の実情と制度の基本的構造

- ・未成年後見制度の運用の実情—未成年後見人の選任申立事件数は、戦後間もなくの1955年は、2万443件と多かったが、その後減少を続け、2005年には4061件、2010年には、2822件まで減り、2023年には1081件にまでになり低迷を続けている。
- ・2021年の日司連のアンケート結果—親代わりに面倒をみるという身上監護・身上保護型より、財産処分・保険金・退職金受領、遺産分割、契約等の財産管理型や特定の問題のために選任を求める特定問題解決型のケースもかなり増えている。
- ・「親権の延長」「親代わり」としての未成年後見人としての地位の悪用や横領事件は後を絶たない。

- (1) 未成年後見人の指定と選任
- (2) 未成年後見人の職務・権限
- (3) 後見人の辞任・解任
- (4) 未成年後見の終了

3 未成年後見制度と周辺制度との関係—親権・後見・養子法の改正

- (1) 親権・後見制度に関する民法等の改正

2011年5月に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うものとした(平成23年6月3日公布(一部施行)、平成24年4月1日施行)(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00116)。

(2) 特別養子制度の改正

近年、特別養子縁組の利用件数は低迷しており、その利用促進を図るために、2019年6月に、特別養子縁組制度の見直しをする法改正が行われた。主要な改正点は、養子となる者の年齢要件の引き上げ、特別養子縁組の審判手続における二段階方式の導入、父母の同意の方式と同意撤回制限であった(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00248)。

(3) 懲戒権の削除と親権の見直し

法制審議会民法(親子法制)部会は、2022年2月に、子に対する親の「懲戒権」を定めた民法822条の規定について、これを削除する内容を盛り込んだ要綱案をまとめ、2023年12月には民法等の改正が成立した。

(4) 離婚後の子の養育に関する民法等の改正

2024年5月に、民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)(令和6年法律第33号)が成立した(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html)。

4 未成年後見制度の位置づけとメリット・デメリット

(1) 未成年後見制度の必要性とメリット

- ・ 未成年後見における専門職後見人の意義・必要性
- ・ 複数後見人・法人後見人の活用と受け皿の拡充
- ・ 後見事務の複雑化・困難化と専門職後見人の活用
- ・ 身上監護と財産管理の交錯と両者の密接関連性
- ・ 未成年者の日々の成長の見守りや切れ目のない継続的支援
- ・ 社会的養護や福祉との連携・伴走型支援
- ・ 里親制度と未成年後見制度の協働

(2) 未成年後見制度の課題・デメリット

- ・ 未成年後見人による横領や財産の費消等への対応—後見制度支援信託・預金
- ・ 高額財産管理の継続的支援のための制度設計
- ・ 身上監護をめぐる新たな課題と局面
- ・ 負債等の困難な財産処理ケースの増加
- ・ 福祉支援、法的支援、生活支援、心理的支援などの総合的支援
- ・ 身上監護での二次(間接)機能—養育パターンの多様化と身上配慮機能
- ・ 公示方法(戸籍の記載)

- ・報酬と未成年後見人支援事業(報酬補助事業)
- ・損害賠償責任と損害賠償保険料補助事業
- ・複数後見と法人後見—受け皿の確保と適切な支援

5 未成年後見制度の位置づけと民法等改正への課題

(1) 未成年後見制度の変遷と改革の提案

- ・未成年後見制度は、いわば「親権の延長または補充」として、親権者や親に代わって身上監護並びに財産管理を行う私的保護制度。しかし、「事実上の後見」。
- ・昭和30～40年代に、「法制審議会民法部会身分法小委員会仮決定及び留保事項」や親権後見統一論など。①後見人の引き受け手の確保という観点からの法人後見や複数後見、公的後見という新たな担い手や報酬制度の整備の提案。②後見人及び後見監督人に対する監督の強化という観点から、家庭裁判所の助言監督義務の明確化、重要な法律行為につき家庭裁判所の許可を要する、後見人に担保設定義務を課すなどの立法提案。③未成年者の権利の実現のための手続保障の整備、④未成年の能力補充の制度として位置づけ、現実的な子の保護はむしろ児童福祉法等の充実が必要とする見解、親権制度の改善と歩調を合わせながら、児童福祉の観点も加味しながら、子の利益を確実に保護できる制度として整備すべきなど、未成年後見制度の在り方全体を再検討する見解。

(2) 2011年の改正法の内容

- ・比較的程度の軽い事案や医療ネグレクトなど一定期間のピンポイントでの親権制限で足りる事案は、従来型の親代わりの身上監護に重点を置いた継続的包括的な監護教育の未成年後見タイプとは異質。
- ・2011年改正法により、成年後見と同様に、法人後見・複数後見が認められ、後見人選任基準も明確化。
- ・未成年後見人支援事業として、報酬補助事業や損害賠償保険料補助事業、後見制度支援信託・預金。

(3) 新たな後見制度の位置づけ・期待される機能・役割と今後の課題

- ・今後、未成年後見制度をどのように位置付け、その期待される役割・機能をどのようなものとして考え、制度設計や法整備・運用・支援を構想すべきか。①未成年後見人の選任や活用は必要な範囲で行えばよいという消極的(限定的・抑制的)アプローチ。②未成年後見人を積極的に選任して未成年後見制度をできるかぎり活用すべきであるという積極的アプローチ。③極端な立場としては、後見開始原因のある児童はすべて児福法の対象として、民法の未成年後見制度を廃止するアプローチ。

従来型の親代わりの未成年後見と財産管理その他の特定事項の権限のための未成年後見を区別する立場もある。

- ・これに対して、①民法上の未成年後見を未成年者の能力補充のための制度として捉え、

親権より成年後見に近いものとし、児童福祉法等の充実が必要であり、親族法は社会法的なものとの融合すべきと説く立場。②未成年後見を親権の延長として、親代わりの未成年後見人として捉える従来型の立場。

・今後の課題と期待される機能—未成年後見制度については、担い手の確保・人材養成、子の保護の実質化のための監督体制の在り方、子の人格や意見表明権の保障、未成年後見制度に関する従来の考え方は見直され、子どもの成長に合わせた必要な支援を行い、「子どもの福祉を実現し、人生を見守る」という児童福祉の視点をいれた制度として再構築が必要。

・未成年後見制度としては、従来型の親代わりの子育て・監護教育モデル、福祉や親族後見の補完型としての財産管理・相続・契約モデル、包括的なパッケージとして未成年後見人が引き受ける場合、また複数後見人・法人後見人など専門職と親族の間での権限の共同化、分掌化も、子の福祉・子の利益のために、様々な選択肢があってよい。

未成年後見人の職務や役割として、「いつでもなんでも相談できる」伴走・寄り添い型支援機能、「児童相談所や施設とも話してくれる」「親の攻撃から守ってくれる」アドボカシー(権利擁護)機能、「夜中でも病院等に付き添ってくれる」(見守り機能)、「ごはんや車で乗せてくれる」(事実上の生活支援機能、身上監護の補完機能)、「成人しても頼れる」アフターケア・フォローアップ機能などが期待されている。

【参考文献】

- ・吉田恒雄「未成年後見」月報司法書士 485 号(2012)12 頁以下
- ・日本司法書士連合会編『未成年後見の実務—専門職後見人の立場から』(民事法研究会、2015)7 頁以下
- ・合田篤子「未成年後見制度の現状と今後の課題」法時 86 卷 6 号(2014)34 頁以下
- ・許末恵「財産管理・財産以外の法定代理・未成年後見の検討課題」家族〈社会と法〉33 号(2017)77 頁以下
- ・相原佳子・石坂浩編『事例解説未成年後見実務』(日本加除出版、2018)
- ・石坂浩「実務から見た未成年後見の課題と展望」『現代家族法講座第 4 巻後見・扶養』(日本評論社、2020)1 頁以下
- ・久保隆明「司法書士における未成年後見業務の現状」月報司法書士 595 号(2021)60 頁以下
- ・棚村政行「特別養子制度に関する民法等の改正」月報司法書士 570 号(2019)11 頁以下
- ・棚村政行「子の権利主体性と現代家族の多様化」家法 50 号(2024)12 頁以下
- ・棚村政行「令和 6 年民法等の一部を改正する法律」法教 529 号(2024)46 頁以下等

基調講演 2

2024年12月6日25周年記念シンポジウム資料

リーガルサポート設立25周年記念シンポジウム「未成年
後見制度のこれから」 2024年12月6日(金)

未成年後見制度のこ れから

早稲田大学名誉教授・弁護士
棚村 政行



1

無断転載禁止

2024年12月6日25周年記念シンポジウム資料

1 はじめに



- ▶ **要保護児童数**—保護者のない児童、被虐待児などの家庭環境上養護を必要とする児童は、2023年で約4万2000人。
- ▶ **社会的養護の状況**—里親委託率は、依然として23.5%と低い。特別養子縁組の成立件数も、2023年は587件。法務省の2021年調査では、未成年養子縁組届は841件が確認。未成年養子の許可申立て件数は2023年には709件となり、認容件数は517件と落ち込む。

2

無断転載禁止



- ▶ **家庭裁判所での未成年後見人選任申立事件の動向**—2023年の未成年後見人選任申立件数は1081件で、認容999件、却下5件、取り下げ51件。
- ▶ **日司連2021年のアンケート調査**—日司連の調査の結果、未成年後見人が選任されているのは4人に1人で、4人のうち3人は未成年後見人が選任されていない。

3

無断転載禁止

- ▶ **本講演の内容**—ここでは、まず未成年後見制度の利用の実情や課題を踏まえたうえで、未成年後見制度と成年後見制度、未成年後見制度と里親制度、養子縁組制度(未成年普通養子と特別養子)との関係など社会的養護との関係を検討し、未成年後見制度の位置づけ・法的性格、未成年後見制度の今後の果たすべき役割とその限界、未成年後見制度の運用・支援・法整備をめぐる課題と今後について若干の展望を試みる。

4

無断転載禁止

2 未成年後見制度の実情と基本構造

- ▶ **未成年後見制度の運用の実情**—未成年後見人の選任申立事件数は、戦後間もなくの1955年は、2万443件と多かったが、その後減少を続け、2005年には4061件、2010年には、2822件まで減り、2023年には1081件にまでになり低迷を続けている。
- ▶ **2021年の日司連のアンケート結果**—親代わりに面倒をみるという身上監護・身上保護型より、財産処分・保険金・退職金受領、遺産分割、契約等の財産管理型や特定の問題のために選任を求める特定問題解決型のケースもかなり増えている。

5

無断転載禁止

- ▶ **未成年後見の横領事件**—「親権の延長」「親代わり」としての未成年後見人としての地位の悪用や横領事件は後を絶たない。2011年5月に、東日本大震災で父母を亡くした9歳の甥の未成年後見人に伯父が選任。通帳には、両親の死亡共済金など1億円があったが、伯父は和食店を開き、高級車・高級腕時計を身につけるなどして、3年間で6800万円を横領し、2017年6月、業務上横領罪で、懲役6年の実刑判決を言い渡された。
- ▶ 仙台高裁の裁判長は、「甥の将来のための資金が失われ、人生に多大な悪影響と大きな精神的ショックを与えた」「震災後の混乱に乗じた点も看過できない」と厳しい判断を示した(2017年6月28日付読売新聞朝刊27頁)。

6

無断転載禁止



- ▶ **(1) 未成年後見人の指定と選任**
- ▶ 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、未成年後見人を指定することができる。ただし、管理権を有しない者はこのかぎりではない。親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は遺言で未成年後見人の指定をすることができる(839条)。未成年者につき、第一次的に後見人になるのは、本条のいう遺言による未成年者指定後見人である。

7

無断転載禁止

- ▶ そして、未成年者指定後見人がいないときは、家庭裁判所は、未成年被後見人またはその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任する(840条)。児童相談所長も、親権を行う者および未成年後見人のいない児童の福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求する義務を負っている(児福33条の7)。未成年者については、職権による後見人の

8

無断転載禁止

- ▶ 選任はないこともあって、後見人を選任しないまま父母に代わる親族が事実上監護養育をし世話にあたっている場合も少なくない。
- ▶ 未成年後見人については、明文の規定はないが、従来、未成年者の監護養育・教育や子育てという重大な任務を託されており、親代わりという性質上、自然人にかぎられ、法人は適切ではないと考えられてきた。祖父母、叔父叔母などの親族や近親者が後見人になることが多いであろうが、場合により、児童福祉施設の長や職員が個人として後見人に

9

無断転載禁止



- ▶ 就職することも考えられる。もっとも、その場合には利益相反行為やコンフリクト、権限の濫用、不正行為などがないように注意しなければならない。成年後見において法人も後見人となりうることが改正法で明らかとされたことから(843条4項)、逆に未成年後見については法人は認められていないと考えられてきた。しかしながら、未成年後見も身上の監護や子育てばかりでなく、財産管理等も

10

無断転載禁止

- ▶ 行うわけであるから、民法の一部改正では、法人後見や専門職による共同後見、複数後見などの可能性が認められた(840条3項 かつこ書、842条の削除)。
- ▶ **複数後見人と法人後見人**—未成年後見人は、1人でなければならないとされていた(旧842条)。父母による共同親権とは異なり、複数の後見人がある場合には、意見の不一致のために被後見人の保護が図れないことを危惧

11

無断転載禁止



- ▶ する趣旨であった。つまり、複数の後見人の場合は、意思の不統一、保護の一本化、責任帰属の不明確化、迅速な意思決定が困難になるという理由があげられていた。たとえば、養父母の死亡により実父母の親権が回復するのではなく、後見が開始すると考える場合は、実父母からの申立てにより後見人に選任されるのは、父母のいずれか一方でなければならないなどと考えられていた。しかし、今回の改正で、成年後見と未成年後見で大きな違いはなく、必要性があれば、複数後見や

12

無断転載禁止

- ▶ 共同後見も可能にすべきであるとの意見も強く、民法の一部改正では、複数後見、法人後見も可能になった。複数の未成年後見人の例として、叔父叔母と祖父母が2人で未成年後見人となり共同で後見事務を行うケースや多額の財産があるため身上監護は親族が行い、財産管理は弁護士や司法書士などの専門職が行うケース、障がい等があり、社会福祉士や弁護士等が分野ごとに共同して後見事務に当たるケースなどが考えられる。他方

13

無断転載禁止

- ▶ で、法人が未成年後見人となる例として、児童福祉施設等を運営する社会福祉法人がなったり、児童の権利擁護の活動を行う法人が未成年後見人となり、個人では負担が重い事案での継続的組織的な支援体制が求められるケースでは適しているといえよう。
- ▶ **後見監督人**—未成年後見監督人は、最後に親権を行う者が遺言で指定するか(848条)、未成年被後見人、その親族もしくは未成年後見人の請求

14

無断転載禁止



- ▶ によって、または職権で、家庭裁判所が選任する(849条)。未成年後見人と同様に複数の者を後見監督人に選任することも法人を選任することもできる(852条、859条の2、843条4項)。親族の1人が後見人となり、他の者が後見監督人となる場合、あるいは児童福祉施設長が後見人となり、第三者委員や弁護士などが後見監督人となる場合などがありうる。

15

無断転載禁止



- ▶ **(2)未成年後見人の職務・権限**
- ▶ 未成年後見人は、未成年者の身上監護につき、親権者と同一の権利義務を有する(857条)。監護教育権(820条)、居所指定権(821条)、子の人格の尊重等(822条、従来の懲戒権は削除され、子の人格の尊重、年齢発達の程度の配慮、体罰等の有害な言動の禁止)、職業許可権(823条)などである。財産管理・法定代理権についても親権者と同様の権限

16

無断転載禁止



- ▶ を有するが(859条)、親権者とは異なり、善良なる管理者としての注意義務(善管注意義務)を負う(869条、644条)。
- ▶ **未成年後見人の生命保険契約締結**—保険外交員である叔母で未成年後見人が未成年被後見人を代理して自らを保険金受取人とする生命保険契約を締結する行為は、保険事故発生まで受取人が変更される余地があり、また、生命保険は長期にわたり継続する

17

無断転載禁止



- ▶ ものであり、直ちに利益相反行為に当たり無効とはいえないし、専ら自己又は第三者の利益を図るための代理権濫用にも当たるとはいえないとされた事例がある(東京地判平成30・3・20金法2112号67頁)。
- ▶ **(3)後見人の辞任・解任**
- ▶ 後見制度は、被後見人の保護を目的とする私法上の制度であるが、他方で要保護者に対する支援制度間の利益相反行為については、後見監督人がある場合を除き、特別

18

無断転載禁止



- ▶ 代理人の選任が必要である(860条、826条)。後見人には報酬を請求する権利はないと考えられているが、親族以外の第三者が後見人になる場合など、家庭裁判所は、後見人および被後見人の資力その他の事情を考慮して、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(862条)。後見監督人についても、同様である(852条)。未成年後見制度は、身近な親族による

19

無断転載禁止



- ▶ 親権補充のための社会的公益的性格もあわせて有している。したがって、後見人の任務を安易に放棄させることはできないが、任務の遂行が実質的に困難である場合や、より適任の者が存在する場合など、後見人の交代や辞任も必要となってくる。そこで、民法は、後見人は、「正当な事由」があるときは(「やむを得ない事由」を要件とする親権辞任(837条)よりも緩和されている)、家庭裁判所の許可(家事事件手続法別表第一の72)を得て、任務を辞することができるものとしている

20

無断転載禁止

▶ (844条)。また、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人、被後見人もしくは被後見人の親族らの請求によって、または職権で、後見人を解任することができる」と規定する(846条)。

▶ **(4)未成年後見の終了**

▶ 未成年後見は、①未成年者が成年に達したとき、②単独親権者が死亡し、他方が親権者

21

無断転載禁止

▶ の変更を認められたとき、③未成年者が死亡したときに終了する(後見の絶対的終了)。後見人が死亡したとき、または後見人の資格ないし権限を失ったときは(辞任・解任・欠格)、当該後見人による後見が終了する(後見の相対的終了)。ただし後見人であった者またはその相続人は、急迫の事情があるときは、後見事務の引継ぎが終わるまでは必要な処分をしなければならない(応急処分義務、

22

無断転載禁止

- ▶ 874条、654条)。後見人の任務が終了したときは、後見人またはその相続人は、2カ月以内に管理の計算(後見人の任務について時から任務の終了までの間の被後見人の財産について生じた収支の計算)をしなければならない(870条)。なお、後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会いのもとで行わなければならない(871条)。



23

無断転載禁止

3 未成年後見制度と周辺制度

- ▶ (1)親権・後見制度に関する民法等の改正
- ▶ 2011年5月に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うものとした(平成23年6月3日公布(一部施行)、平成24年4月1日施行)(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji_07_00116)。

24

無断転載禁止



- ▶ **子の利益の観点の明確化**—親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うと目的規定を置いた(820条)。親権を行う者は子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるとした(改正前822条)。離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流と監護費用(養育費)の分担を明示した(766条1項)。
- ▶ **親権停止制度等**—親権停止制度を新設し、家庭裁判所は、父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益

25

無断転載禁止

- ▶ を害するときに、2年以内の期間を定めて親権停止の審判をできるものとした(843条の2)。また、親権喪失・管理権喪失原因の見直しとして、家庭裁判所は、父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときに親権喪失審判をすることができるとした(834条)。また、管理権の喪失でも、家庭裁判所は、父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときに、管理権喪失審判をできるものとした(835条)。

26

無断転載禁止



- ▶ **親権喪失等の請求権者の見直し**で、子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権喪失等の申立権を有するものとした(834条、834条の2、835条)。相談所長にも、親権喪失、親権停止及び管理権喪失並びにこれらの審判の取消しの申立権を認めた(児福法33条の7)。
- ▶ **児童福祉法の見直し**—児童相談所長による親権代行についても、里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行するものとした

27

無断転載禁止

- ▶ (児福法47条2項)。従来からの施設長のほか、児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとることができるものとした(児福法47条3項)。児童相談所長、施設長等が一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等はこれを不当に妨げてはならないとした(児福法47条4項)。児童の生命、身体の安全を確保するため緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができるものとした(児福法47条5項)。

28

無断転載禁止



- ▶ **未成年後見制度の見直し**—家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任したり、複数の未成年後見人を選任できるものとした(842条未成年後見人の数の削除、843条4項)。なお、未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同行使する。家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人について財産管理権の単独行使を定め、事務分掌の定めも可能にした(857条の2)。

29

無断転載禁止



(2)特別養子制度の改正

近年、特別養子縁組の利用件数は低迷しており、その利用促進を図るために、2019年6月に、特別養子縁組制度の見直しをする法改正が行われた。主要な改正点は、養子となる者の年齢要件の引き上げ、特別養子縁組の審判手続における二段階方式の導入、父母の同意の方式と同意撤回制限であった(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00248)。

30

無断転載禁止

- ▶ **養子の年齢要件の引き上げ**—特別養子縁組において、養子の年齢要件を原則6歳未満とし、例外的に8歳未満としていたのを、原則15歳未満、例外18歳未満に引き上げることにした(民法817条の5)。なお、関東地方の高校3年生の男子は、2020年4月の民法等の改正で、これまで対象外であった18歳を目前に、5歳で施設から50代の里親夫婦の下に引き取られていたところ、2020年6月ぎりぎりのところで特別養子縁組の成立が認められた。15歳まで特別養子の請求ができなかった「やむを得ない事由」としては、実親の

31

無断転載禁止

- ▶ 躊躇での15歳過ぎの同意、実親の行方不明や死亡、里親の法律婚、15歳を過ぎて虐待の心理的不安の出現、子の決心の遅れなどの事情が考えられる。
- ▶ **二段階手続の導入**—一次いで、2段階手続の導入であるが、特別養子縁組成立審判を第1段階の父母による子の監護の困難・不適當などその他特別の事情があること、父母の同意または同意免除事由があることを確認する審判(家事164条の2)と、第2段階で、具体的な養親となる者と養子となる者との間に親子関係を成立させる審判(特別養子縁組の

32

無断転載禁止



- ▶ 成立)とに分けて(家事164条1項)、第1段階の審判の申立権者として、養親となる者のほかに、児童相談所長をも加えることになった(家事234条以下、児童福祉33条の6の2)。今回の改正では、第1段階の特別養子適格性についての判断と、第2段階の養親子関係適合性の判断に分けることで、迅速かつ円滑な特別養子縁組の成立を期するとともに、養親となる者が実父母と不必要に対立することなく、児童相談所長の申し立てにより、特別養子適格性の判断を事前にとることで、スムーズに第2段階の審判に移行できるようにした。

33

無断転載禁止

- ▶ **第3の父母の同意の撤回制限**—実父母の同意は、養子となるべき者の出生の日から2か月を経過したものであること、その同意から2週間を経過するまでは撤回できること、家庭裁判所調査官の事実の調査を経たうえで、家庭裁判所に書面で提出され、審問期日で調書が作成された場合には、同意の撤回は許されないものとした(家事164条の2第5項、同239条2項)。これまでは、同意の方式、同意の時期について特別な定めもなく、同意の撤回の制限については、審判の確定まではいつでも撤回できた。そこで、今回、第1段階の審判において、一定の要件の下でなされた父母の同意については、法的にも撤回を制限することを認めたものである。

34

無断転載禁止



▶ (3) 懲戒権の削除と親権の見直し

- ▶ 法制審議会民法(親子法制)部会は、2022年2月に、子に対する親の「懲戒権」を定めた民法822条の規定について、これを削除する内容を盛り込んだ要綱案をまとめ、2023年12月には民法等の改正が成立した(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00315.html)。

35

無断転載禁止

- ▶ 児童の権利に関する条約の趣旨などを十分に踏まえて、今回の民法改正では、懲戒権を削除するとともに、大人や親から独立した人格として子の人格・尊厳を尊重することを明確化するとともに、「年齢、発達への程度への配慮」の義務を親権者に課すこととした(民法821条前段)。また、虐待・ネグレクトの防止に向け、肉体的だけでなく精神的な苦痛を与える行為も明示的に禁止する必要から、体罰

36

無断転載禁止

- ▶ のほか「心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」(同条後段)との禁止規定も盛り込まれた。もちろん、今回の民法の改正だけで、ますます深刻化する児童虐待・ネグレクト、子への暴力・体罰などがなくなるとは思えないが、少なくとも、日常の暮らしの基本法である民法に、しかも親の支配権として規定されてきた民法の基本的な構造が、子の最善の利益や子の人格の尊重など、子の権利を守る方向で改正されることは、社会全体や国民に対する大きなメッセージとなるものと期待される。

37

無断転載禁止

- ▶ **(4) 離婚後の子の養育に関する民法等の改正**
- ▶ 2024年5月に、民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)(令和6年法律第33号)が成立した(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html)。
- ▶ 今回の改正は、第1に、子の心身の健全な発達を図るため子の人格を尊重するとともに、父母が互いに人格を尊重し協力するなど、父母として子に負う責務を明文で規定し(民817条の12)、親権は子の利益のために行使しなければならない(818条1項)など、親の責務等に関する**基本的規律を新設**した。

38

無断転載禁止



- ▶ 第2に、**親権・監護等に関する規律の見直し**として、離婚後の単独親権制から離婚後の共同親権制を選択肢として導入した(819条1項)。離婚に際して、父母はその協議で単独親権、共同親権を選べるが、協議が調わないときは、裁判所が子の利益の観点から単独親権・共同親権を決定する。もっとも、虐待・DVのおそれがあるなど共同親権が子の利益を害する場合には単独親権としなければ

39

無断転載禁止

- ▶ ならない(819条7項)。親権者の変更に当たっても、事情変更のほか、DVの有無、調停等の協議の経過を考慮することを明確にした(819条8項)。父母双方が親権者である時に共同行使としつつ、子の利益のために急迫の事情があるとき、監護及び教育に必要な日常行為があれば単独行使を可能な規定を新設した。また、特定事項に関する親権行使について父母の意見が対立したときの親権行

40

無断転載禁止



- ▶ 使用者の指定ができるものとした(824条の2)。また、監護の分掌(同766条1項)や監護者の権利義務の明確化についての規律も設けた(824条の3)。
- ▶ 第3に、**養育費の履行確保**に向けた見直しとして、養育費債権に一般先取特権を付与するとともに(306条、308条の2)、父母の協議等による取決めがない場合にも養育費の請求ができるように「法定養育費制度」を導入したり(766条の3)、執行手続での負担軽減策(ワンストップ化)や、収入情報の開示命令

41

無断転載禁止

- ▶ などの裁判手続の規律を整備した(民執167条の17、人訴34条の3、家事152条の2等)。
- ▶ 第4に、**安心・安全な親子交流の促進**のために、審判・調停前等の親子交流の試行的実施に関する規定(人訴34条の4、家事152条の3等)、婚姻中別居の際の親子交流に関する規定(817条の13)、祖父母等の父母以外の親族と子との交流に関する規定(766条の2)を新たに設けた。
- ▶ 第5に、その他の見直しとしては、養子縁組後の親権者に関する規律の明確化、養子

42

無断転載禁止



- ▶ 縁組の代諾等に関する規定(797条、818条等)、**財産分与**の考慮要素の明確化、請求期間を離婚から2年としていたものを5年に延ばすなどの規定(768条)を改めるとともに、夫婦間の契約取消権の規定(同754条)、精神病離婚の離婚原因の規定(770条1項4号)を削除した。なお、改正法は、2024年5月24日の公布から2年以内に施行されることになっている(棚村政行「令和6年民法等の一部を改正する法律」法教529号(2024)46～52頁)。

43

無断転載禁止

4 未成年後見制度のメリット・デメリット

- ▶ (1) 未成年後見人制度の必要性和メリット
- ▶ ① 未成年後見における専門職後見人の意義・必要性
- ▶ 家裁実務における未成年後見人での弁護士や司法書士等の選任件数が増加しており、財産管理業務に限らず、身上監護にも関わり、未成年者にとって頼れる大人、良き相談相手として重要な意義や役割が期待されている。
- ▶ ② 複数後見人・法人後見人の活用と受け皿の拡充

44

無断転載禁止



- ▶ 親権停止制度が導入されるなど親権制限がより柔軟で利用しやすい制度となったことに伴い、未成年後見制度も、複数後見人・法人後見人の選任により受け皿が広がり、未成年後見人の確保の可能性が高められた。
- ▶ **③ 後見事務の複雑化・困難化と専門職後見人の活用**
- ▶ 未成年者の財産に関する管理義務は、親権者の注意義務より高度な善管注意義務とされている(869条、644条)。選任後かなりタイトなスケジュールで財産・生活等の調査をして、初回報告書、財産目録、年間収支予定表

45

無断転載禁止

- ▶ などを作成しなければならず、このような厳格な財産管理事務について、専門職でない親族後見人が行うことは難しく、専門職後見人の手助けやサポート、事務の分掌があればかなり助かる。
- ▶ **④ 身上監護と財産管理の交錯と両者の密接関連性**
- ▶ 身上監護と財産管理は密接に関連しており、進学に伴う入学金・学費の支出、携帯電話の

46

無断転載禁止



- ▶ 契約、アパート等の賃貸借契約などの財産処分は、単なる財産処分というより、身上監護の範囲ともいえる。専門職後見人には、親族後見人をさまざまな場面で支援し、幅広い知識や経験と専門的対応能力で連携することが求められる。
- ▶ **⑤ 未成年者の日々の成長の見守りや切れ目のない継続的支援**
- ▶ 成年後見事務と異なり、「日々成長する

47

無断転載禁止

- ▶ 「未成年者」を相手に、未成年者の健やかな成長と発達・その福祉に配慮し、子の人格や意思を尊重しながら後見事務を処理しなければならない。未成年者の将来の希望や夢を確認しながら、管理財産を未成年者ととも有効に活用しなければならない。未成年後見人としては、多額の財産を引き渡す前に、未成年者に適切な財産の利用の・健全な経済観念などの指導助言が求められる。未成年者の切れ目のない権利擁護につながるメリットがある。

48

無断転載禁止



⑥社会的養護や福祉との連携・伴走型支援

職員等による被措置児童に対する虐待等もあり、また、施設長の親権代行でも、相続手続、不動産売却、保険金の受領、医療同意、施設退所後のアフターケア(自立支援)、預貯金管理、養子縁組などでは対応が困難で、専門職の未成年後見人選任が必要とされている。

⑦里親制度と未成年後見制度の協働

里親の監護及び教育等の権限の範囲が

49

無断転載禁止

▶ 必ずしも明確ではなく、私立校への進学(監護教育権820条)、パスポートの取得、就職・アルバイト、中絶や重大手術(医療同意権)等は未成年後見人はもちうるが、里親には限定的な必要かつ相当な範囲でしか認められていない。

▶ (2) 未成年後見制度の課題・デメリット

▶ ① 未成年後見人による横領や財産の費消等への対応

▶ 包括的な財産管理権を付与される未成年後見制度にあっても、家庭裁判所での後見

50

無断転載禁止



- ▶ 監督や後見監督人の選任等の対応が必ずしも十分であるとは言えず、未成年後見人による横領や不正行為が多く起こっている。
- ▶ **② 高額財産管理の継続的支援のための制度設計**
- ▶ 後見制度支援信託や後見制度支援預金は、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とすることで、本人財産の保護を簡易・確実に行うことができるメリットがある。他方で、この制度については、後見人の負担や家庭裁判所の指示書などの手続が必要になり、

51

無断転載禁止

- ▶ 子どもの教育・福祉という観点から、あるべき高額財産管理の継続的支援の制度設計が求められている。
- ▶ **③ 身上監護をめぐる新たな課題と局面**
- ▶ 財産管理における関係者間の利害対立を調整する役割以上に、身上監護の対立は、一層調整が困難。幼児や小学生の児童であれば、児童相談所を通じて、児童養護施設か里親・未成年後見人などの調整が図られるが、中学生、高校生などの場合には、本人の意思や希望等も尊重せざるを得ず、児童養護

52

無断転載禁止



- ▶ 施設での暮らしへの調整も難しい。
- ▶ 民間自立援助ホーム、民間シェルター事業者との連携をしながら、未成年者の身上監護、財産管理、就労支援、教育支援などで、行政とも連携しながら、未成年者の未成年後見人として選任され活動するケースもでてきている。
- ▶ **④ 負債等の困難な財産処理ケースの増加**
- ▶ 素人である親族では手に負えない財産の管理、多額の借金や債務が絡む事件も弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等の専門職

53

無断転載禁止



- ▶ 後見人が必要となるものが増加している。また、子どもが相続した不動産、預金、保険金等に対して、遺産分割や遺言執行、遺留分侵害額請求、相続欠格・廃除などの相続問題に他の親族が複雑に絡んで、利害対立が深刻化しているケースでは、弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士等の多職種専門職のチームワーク、ネットワーク、フットワークによる協働が求められるケースも少なくない。

54

無断転載禁止

▶ **⑤ 福祉支援、法的支援、生活支援、心理的支援などの総合的支援**

- ▶ 未成年者自身が知的障がいや発達障がいを含めて何らかのスペシャル・ニーズを抱えている子どものケースが増加。このような場合には、後見人の任務・役割としても、弁護士などの権利擁護アプローチより、福祉的アプローチが必要となるが、まずは弁護士が専門職後見人となり、加えて社会福祉士等の専門職後見人の選任や、しかるべき福祉機関、医療機関など専門機関との連携協働を図ることが求められている。

55

無断転載禁止

▶ **⑥ 身上監護での二次(間接)機能—養育パターンの多様化と身上配慮機能**

- ▶ 日司連のアンケートでは、思春期にある年長の未成年者との信頼関係構築の難しさ、未成年者の成長とともに業務を行うことの難しさがあげられていた。未成年後見人の職務としては、多感に時期で流動的な状況に置かれている未成年者とどのように向き合うかという課題がある。未成年者の養育パターンの多様化、生活関係、家族関係の多様化が進む中では、親代わりとしての同居する親族や施設職員であるが、専門職未成年後見人が二次的監護養育者や補完的役割と

56

無断転載禁止



- ▶ して、身上の重要事項の決定について具体的な相談に乗り、意思決定支援や意見対立の調整を行うなど二次的な役割を果たすこともある。
- ▶ **⑦ 公示方法(戸籍の記載)**
- ▶ 戸籍に、未成年後見人の氏名と本籍が記載されることで、未成年者の親族はこれらの情報を取得でき、未成年後見人のプライバシーの問題がある。そこで、現在、審判に際して上申書を提出して、審判書の住所地を事務所所在地とする運用が行われている。法人後見制度を利用することで、当該法人の

57

無断転載禁止

- ▶ 所在地と法人名が本籍・氏名欄に記載されることになるため、個人のプライバシー、親族との対立関係での不安・懸念は払拭できる。未成年被後見人の戸籍に後見人の戸籍事項を記載しない戸籍法や戸籍実務の見直しが必要であるとの指摘がある。
- ▶ **⑧ 報酬**
- ▶ 未成年後見人の報酬は、家庭裁判所に報酬付与の申立を行い、家庭裁判所の審判で定められた報酬を、未成年被後見人の財産から支弁するのが原則であるが(862条、家事

58

無断転載禁止

- ▶ 別表一の80の項)、未成年者に十分な資産がない場合には、報酬付与の審判がなされても未成年後見人は報酬を確保できない。そこで、厚労省の「児童虐待防止支援事業」に、未成年後見に対する後見人の報酬の支援として「未成年後見人支援事業」が設けられた。この報酬助成制度は、児童相談所長の申立により選任された、児童相談所が措置又は一時保護等に関与したこと、未成年者の財産額が1000万円未満であること、未成年後見人が親族以外であることなどが要件になっていたため、使いづらかった。そこで、2018年

59

無断転載禁止



- ▶ 4月より、未成年後見支援事業は補助対象が拡大され、児童相談所長が申し立てて選任された未成年後見人以外でも、児童相談所が把握している児童、要保護児童、親族が、監護養育能力に欠けるため、親族以外の未成年後見人を選任せざるをえない状況にある児童も含めることとされた。しかし、年額の上限が24万円という報酬補助額では低すぎるし、更なる公的助成の強化が求められている。

60

無断転載禁止

▶ ⑨ 損害賠償責任

- ▶ 未成年者による自動車事故やいじめ等、未成年者の不法行為に関しては、監督義務者責任(712条、714条)や監督義務違反による不法行為責任(709条)による未成年後見人に対する損害賠償責任訴訟のリスクも重要課題である。未成年後見人支援事業の1つとして「損害賠償保険料補助事業」が実施されている。また、弁護士賠償保険に付加される未成年後見人賠償責任保険特約制度もある。未成年後見人制度の活用の観点からは、被害者保護の観点から公的補償制度を創設したり、賠償責任保険料の補助制度の拡充をすべきであろう。

61

無断転載禁止



▶ ⑩ 複数後見と法人後見

- ▶ 2011年の民法等の改正により、未成年後見人についても、成年後見と同様に、複数未成年後見人、法人未成年後見人の選任が可能になった。この点では、複数選任により専門職後見人の選任が容易になり、身上監護と財産管理が交錯し密接に関連する分野では、親族後見人と専門職後見人の役割分担と協働連携が密に行なわれることなど、親族後見人の支援、幅広い知識、対応能力が必要とされることから、各種専門職との役割分担と連携が促進されるとの評価も高い。

62

無断転載禁止

- ▶ これに対しては、複数後見の場合に、前任の親族後見人と第三者後見人、専門職後見人との調整の問題があり、両者の間での信頼関係の形成し、円滑な複数後見を行っていくことの困難さがあること、前任の未成年後見人の職務執行状況なども十分に把握しておくことの重要性が指摘されている。
- ▶ 法人後見人制度についても、①長期継続性、②空白リスクの最小限化、③心理的負担軽減のほか、④虐待・ネグレクトなど複雑困難試案への組織的対応などが指摘できる。

63

無断転載禁止

- ▶ しかし、法人受任の場合でも、個人的なコンタクトや「顔の見える関係」は重要であり、未成年者に寄り添い、見守り型、伴走型支援をするには、担当者と未成年者との信頼関係の形成が大切であり、とくに人間関係諸科学の知見の活用や他機関連携が重要になるとの指摘がある。もっとも、法人後見については、自然人を当てるべきで、法人後見は財産管理に限るべきとの限定的な考え方もある。

64

無断転載禁止

5 おわりに—制度の位置づけと課題

- ▶ **(1)未成年後見制度の変遷と改革の提案**
- ▶ 未成年後見制度は、いわば「親権の延長または補充」として、親権者や親に代わって身上監護並びに財産管理を行う私的保護制度。しかし、「事実上の後見」。
- ▶ 昭和30～40年代に、「法制審議会民法部会身分法小委員会仮決定及び留保事項」や親権後見統一論など。①後見人の引き受け手の確保という観点からの法人後見や複数後見、公的後見という新たな担い手や報酬制度の整備の提案。②後見人及び後見監督人に

65

無断転載禁止



- ▶ 対する監督の強化という観点から、家庭裁判所の助言監督義務の明確化、重要な法律行為につき家庭裁判所の許可を要する、後見人に担保設定義務を課すなどの立法提案。③未成年者の権利の実現のための手続保障の整備。④未成年の能力補充の制度として位置づけ、現実的な子の保護はむしろ児童福祉法等の充実が必要とする見解、親権制度の改善と歩調を合わせながら、児童

66

無断転載禁止

- ▶ 福祉の観点も加味しながら、子の利益を確実に保護できる制度として整備すべきなど、未成年後見制度の在り方全体を再検討する見解。
- ▶ **(2)2011年の改正法の内容**
- ▶ 比較的程度の軽い事案や医療ネグレクトなど一定期間のピンポイントでの親権制限で足りる事案は、従来型の親代わりの身上監護に重点を置いた継続的包括的な監護教育の未成年後見タイプとは異質。



67

無断転載禁止



- ▶ 2011年改正法により、成年後見と同様に、法人後見・複数後見が認められ、後見人選任基準も明確化。
- ▶ 未成年後見人支援事業として、報酬補助事業や損害賠償保険料補助事業、後見制度支援信託・預金。
- ▶ **(3)新たな後見制度の位置づけ・期待される機能・役割と今後の課題**
- ▶ 今後、未成年後見制度をどのように位置付け、その期待される役割・機能をどのようなものとして考え、制度設計や法整備・運用・支援を

68

無断転載禁止

- ▶ 構想すべきか。①未成年後見人の選任や活用は必要な範囲で行えばよいという消極的(限定的・抑制的)アプローチ。②未成年後見人を積極的に選任して未成年後見制度をできるかぎり活用すべきであるという積極的アプローチ。③極端な立場としては、後見開始原因のある児童はすべて児福法の対象として、民法の未成年後見制度を廃止するアプローチ。



69

無断転載禁止



- ▶ 従来型の親代わりの未成年後見と財産管理その他の特定事項の権限のための未成年後見を区別する立場もある。
- ▶ これに対して、①民法上の未成年後見を未成年者の能力補充のための制度として捉え、親権より成年後見に近いものとし、児童福祉法等の充実が必要であり、親族法は社会法的なものと融合すべきと説く立場。②未成年後見を親権の延長として、親代わりの未成年後見人として捉える従来型の立場。

70

無断転載禁止



- ▶ **今後の課題と期待される機能**—未成年後見制度については、担い手の確保・人材養成、子の保護の実質化のための監督体制の在り方、子の人格や意見表明権の保障、未成年後見制度に関する従来の考え方は見直され、子どもの成長に合わせた必要な支援を行い、「子どもの福祉を実現し、人生を見守る」という児童福祉の視点をいれた制度として再構築が必要ではないか。
- ▶ 未成年後見制度としては、**従来型の親代わりの子育て・監護教育モデル**、福祉や親族後見の補完型としての**財産管理・相続・契約**

71

無断転載禁止

- ▶ **モデル**、包括的なパッケージとして未成年後見人が引き受ける場合、また複数後見人・法人後見人など専門職と親族の間での**権限の共同化、分掌化**も、子の福祉・子の利益のために、様々な選択肢があってよい。
- ▶ 未成年後見人の職務や役割として、「いつでもなんでも相談できる」**伴走・寄り添い型支援機能**、「児童相談所や施設とも話してくれる」「親の攻撃から守ってくれる」**アドボカシー**(

72

無断転載禁止



- ▶ **権利擁護)機能**、「夜中でも病院等に付き添ってくれる」(**見守り機能**)、「ごはんや車に乗せてくれる」(**事実上の生活支援機能、身上監護の補完機能**)、「成人しても頼れる」**アフターケア・フォローアップ機能**などが期待されている。
- ▶ また、未成年後見制度には、社会的養護・児童福祉との関係では、未成年養子や里親制度との間をつなぐ役割や児童養護施設等でのケア・支援の隙間を埋める機能が期待される。たとえば、イギリスの特別後見制度(Special Guardianship)制度のように、

73

無断転載禁止



- ▶ 近親者による親責任(日本の親権に相当)の代替という私法的性質と地方当局による福祉サービスという公法的性質のハイブリットの制度として利用が増加している。養育形態の多様化や年齢・発達の状況など多様な支援ニーズに応え得るためにも、未成年後見制度の**ハイブリッド化、中間制度化**にはかなりの魅力がある。

74

無断転載禁止

- ▶ 他方で、ドイツでも個人後見、法人後見、官庁後見(少年局)があり、未成年後見制度の位置づけが今まさに問われている。
- ▶ さらには、中国の新民法典でも、未成年後見制度と成年後見制度の統一に対して、とくに親権制度の分離・独立化が問われていた。
- ▶ 日本においても、未成年後見制度そのものの位置づけの変化、支援ニーズや機能の多様化を踏まえ、成年後見制度との比較においても、本人にとって、適切な時期に、必要な範囲・期間で利用できる未成年後見制度の見直しが必要であろう。

75

無断転載禁止

参考文献

- ▶ 吉田恒雄「未成年後見」月報司法書士485号(2012)12頁以下
- ▶ 日本司法書士連合会編『未成年後見の実務—専門職後見人の立場から』(民事法研究会、2015)7頁以下
- ▶ 合田篤子「未成年後見制度の現状と今後の課題」法時86巻6号(2014)34頁以下
- ▶ 許末恵「財産管理・財産以外の法定代理・未成年後見の検討課題」家族〈社会と法〉33号(2017)77頁以下

76

無断転載禁止

- ▶ 相原佳子・石坂浩編『事例解説未成年後見実務』(日本加除出版、2018)
- ▶ 石坂浩「実務から見た未成年後見の課題と展望」『現代家族法講座第4巻後見・扶養』(日本評論社、2020)1頁以下
- ▶ 久保隆明「司法書士における未成年後見業務の現状」月報司法書士595号(2021)60頁以下

77

無断転載禁止

- ▶ 棚村政行「特別養子制度に関する民法等の改正」月報司法書士570号(2019)11頁以下
- ▶ 棚村政行「子の権利主体性と現代家族の多様化」家法50号(2024)12頁以下
- ▶ 棚村政行「令和6年民法等の一部を改正する法律」法教529号(2024)46頁以下等



78

無断転載禁止

成年後見制度制定、公益社団法人成年後見センター・
リーガルサポート設立25周年記念シンポジウム



未成年後見制度の運用



令和6年12月6日
最高裁判所事務総局家庭局
第二課長 遠藤 圭一郎

未成年後見人選任申立て



新受件数（司法統計）

年次	未成年後見人の選任	未成年後見監督人の選任
令和3年	1533件	92件
令和4年	1059件	56件
令和5年	1081件	39件

※左記件数には、未成年後見が開始して初めての未成年後見人の選任及び未成年後見監督人の選任だけでなく、追加選任や交代の場合の選任の件数も含まれています。

選任

家庭裁判所は、未成年者の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年者との利害関係の有無、未成年者の意見その他一切の事情を考慮して未成年後見人を選任します（民法840条）。

専門職を選任することが相当であると判断した場合には、成年後見人を選任する場合と同様に、専門職団体へ推薦依頼を行うこととなります。

審理期間

未成年後見人選任申立書や添付書類が全て提出されてから、おおむね1～3か月で、未成年後見人の選任に至っているというのが各家庭裁判所の実情です。

後見事務報告書等の改訂



令和7年4月から、
全国で新たな書式の運用を開始する予定です

以下の観点から改訂を行いました。

- ◆ 身上監護事務に関する事情を含む適切な報酬算定等に必要な事項の過不足のない把握
- ◆ 親族後見人等にとっての分かりやすさ

統一書式について

- ◆ 統一書式として、全国で内容を統一するものです。
- ◆ 各家庭裁判所において、地域の実情に応じ、統一書式による報告等に加え、追加項目についての報告を求めるための書面等が作成され、未成年後見人に提出をお願いします。

統一書式や記載例は最高裁のウェブサイトに掲載されています。

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp7/koukenhoukoku3/index.html> ³

初回報告



収支予定表や財産目録に加え、後見等事務報告書において以下の事項を報告していただくこととしています。

◆未成年者の生活状況

◆後見事務の方針

◆身上監護の協力者や関係機関

◆未成年者等との面談等の状況

選任事件 事件番号 平成・令和 年(家) 第 号 未成年者の氏名: _____
ふりがな:

後見事務報告書（未成年後見人用 初回報告）

家庭裁判所 支部・出張所 御中

令和 年 月 日

住 所 _____

未成年後見人 _____ 印 _____

日中連絡がつく電話番号 _____

※ 該当する事項の口には✓又は■を入れてください。

第1 未成年者の生活状況について

1 未成年者の住所・居所

未成年後見人選任の審判から今回の報告までの間に、未成年者の住民票上の住所又は実際に住んでいる場所に変化はありましたか（既に報告済みの場合は、「変わらない」に✓又は■を入れてください。）。
 変わらない

以下のとおり変わった
 【住民票上の住所】

【実際に住んでいる場所】【 年 月から】 ※ 寮や施設などを含む。
 （ 同上（住民票上の住所と同じ））

※ 住民票上の住所又は実際に住んでいる場所が変わったことが確認できる資料（住民票（又イナンバーの記載がないもの）、施設入所に関する資料など）をこの報告書とともに提出してください。既に提出している場合は重ねて提出する必要はありません。

2 現在、未成年者はどのような生活をしていますか。 ※複数回答可

(i) 生活している場所や状況について

親族と同居している

※同居している方の氏名等を記載してください。

（氏名：_____ 年齢：_____歳 未成年者との関係：_____）

（氏名：_____ 年齢：_____歳 未成年者との関係：_____）

（氏名：_____ 年齢：_____歳 未成年者との関係：_____）

（氏名：_____ 年齢：_____歳 未成年者との関係：_____）

一人で暮らしている

寮などで共同生活をしている

施設で生活している

監護及び教育は子の利益のためのもの
(民法820条)



監護及び教育に当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない(民法821条・令和4年改正)



後見の事務の方針については以下の順を追って記載していただきます

未成年者への説明の有無



説明をした場合に未成年者の意向を確認することができたか



未成年者の年齢や特性に応じて、今後も説明や意向確認を予定しているか

- (2) 学校等や職場について
 学校等に通っている(名称:)
 就職している(勤務先:)
 (3) その他(上記(1)(2)に当てはまらない場合には、以下に生活している場所や状況を記載してください。)

3 現在の未成年者の健康状態はどうか。 ※複数回答可

- 良好
 通院中(診断名:)
 その他(発育上、健康上気がかりなことがある場合もこちらに記載してください。)

第2 後見事務の方針について

1 未成年者の今後の監護養育の方針や計画のほか検討中の事項について、具体的に記載してください。

- 未成年後見人候補者事情説明書記載のとおり 以下のとおり

2 未成年者の財産を適切に管理していくための方法や計画のほか検討中の事項について、具体的に記載してください。

- 未成年後見人候補者事情説明書記載のとおり 以下のとおり

3 上記1、2の方針を未成年者に説明しましたか。

- はい いいえ(理由を以下に記載してください。)

4 上記3で「はい」の場合、未成年者の意向を確認できましたか。

- はい(未成年者の意向を以下に記載してください。)
 いいえ(理由を以下に記載してください。)

5 その他の事情(未成年者の年齢や特性に応じて、今後も説明や意向確認を予定しているといった事情など)があれば、以下に記載してください。

第3 未成年者の身上監護の協力者・関係機関について

未成年者の身上監護に協力している方や関係機関について記載してください。
 ※複数回答可。②～⑤については氏名の記載は不要です。

- ①親族 【氏名: 本人との関係: 】
 ②学校の関係者 【所属や肩書: 】
 ③施設の関係者 【所属や肩書: 】
 ④福祉関係者 【所属や肩書: 】
 ⑤行政の関係者 【所属や肩書: 】
 ⑥その他()
 特にない

第4 未成年者等との面談等の状況について

後見人に選任されてから、未成年者の心身や生活の状況を把握したり、後見事務の方針を決めたりするために、具体的にどのようなことを行いましたか。 ※複数回答可

※「面談」には対面方式のほか、ウェブ等によるものを含みます。

- 未成年者と面談を行った
 未成年者と同居しており、日常的に未成年者の状況を把握している
 身上監護の協力者・関係機関(上記①～⑥の番号を記入:)から、未成年者の心身や生活の状況等について聴取した
 施設・福祉関係者の話合いに参加した
 その他()
 面談等は行っていない【理由: 】

第5 その他

後見事務全般を遂行する上での留意点、その他裁判所に伝えておきたいことがあれば記載してください。

※ 記載欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、A4サイズの用紙をご自分で準備の上、記載してください。

※ 完成したら提出する前にコピーを取って、大切に保管してください。

※ 記載内容について、追加の資料を求めたり、問い合わせをしたりする場合がありますので、ご協力ください。

定期報告

ふりがな： _____
 選任事件 事件番号 平成・令和 ____年（家）第 ____号 未成年者の氏名： _____

後見事務報告書（未成年後見人用 定期報告）

家庭裁判所 _____ 支部・出張所 御中

（報告対象期間：令和 ____年 ____月 ____日～令和 ____年 ____月 ____日）

令和 ____年 ____月 ____日

住 所 _____

未成年後見人 _____ 印 _____

日中連絡がつく電話番号 _____

第3 未成年者の意向確認について

1 「第2 これまでに行った後見事務について」で記載した後見事務の内容を、未成年者に説明しましたか。

はい いいえ（理由を以下に記載してください。）

2 上記1で「はい」の場合、未成年者の意向を確認できましたか。

はい（未成年者の意向を以下に記載してください。）
 いいえ（理由を以下に記載してください。）

3 その他の事情（未成年者の年齢や特性に応じて、今後も説明や意向確認を予定しているといった事情など）があれば、以下に記載してください。

第5 未成年者の身上監護の協力者・関係機関について

未成年者の身上監護に協力している方や関係機関の有無に変化はありましたか。

変わらない 変わった

※どちらを選択した場合も該当する協力者・関係機関全てに✓又は■を入れてください（複数回答可）。

※②～⑤については氏名の記載は不要です。

- ①親族 【氏名： _____ 本人との関係： _____】
 ②学校の関係者 【所属や肩書： _____】
 ③施設の関係者 【所属や肩書： _____】
 ④福祉関係者 【所属や肩書： _____】
 ⑤行政の関係者 【所属や肩書： _____】
 ⑥その他（ _____ ）
 特にいない

第6 未成年者等との面談等の状況について

今回の報告対象期間内に、未成年者の心身や生活の状況を把握したり、後見事務の方針を決めたりするために、具体的にどのようなことを行いましたか。※複数回答可

※「面談」には対面方式のほか、ウェブ等によるものを含みます。

- 未成年者と ____ 月に ____ 回の頻度で、面談を行った
 未成年者と同居しており、日常的に未成年者の状況を把握している
 身上監護の協力者・関係機関（上記①～⑥の番号を記入： _____）から、未成年者の心身や生活の状況等について聴取した
 施設・福祉関係者の話し合いに参加した
 その他（ _____ ）
 面談等は行っていない 【理由： _____】

第8 今後の後見事務の方針・その他

現在の未成年者の生活や財産（収支）についての変更の予定、現時点で今後行うことを予定している又は現在進行中の後見事務があれば、その内容を以下に記載してください。また、後見事務全般を遂行する上での留意点、その他裁判所に伝えておきたいことがあれば記載してください。



- ◆ 初回報告と同様、財産管理のみならず、身上監護についても報告事項としています。
- ◆ 身上監護についての留意点は、初回報告と同様です。

未成年後見事務についてのその他の留意点

医療関係の同意権について

- ◆ 未成年後見人は医療関係の同意権を有しています。

第2 これまでに行った後見事務について

1 今回の報告対象期間内に行った以下の後見事務（①～⑭）があれば、その項目に✓又は■を入れてください。 ※複数回答可 ※特にない場合は回答不要。

生活面

- ①転居 ②進学・就職に関する手続等（転校・アルバイトも含む）
③施設の入所・変更・退所 ④医療関係の同意・契約
⑤各種公的申請に関する事務（年金の受給申請・更新や福祉サービスの契約・内容変更等についてもこちらを選択してください。）

財産管理面

- ⑥不動産の売却・処分 ⑦不動産の修繕・管理 ⑧保険金の請求手続
⑨立替金などの債権回収手続 ⑩訴訟 ⑪調停・審判
⑫相続に関する手続（単独相続・相続放棄等） ⑬遺産分割協議
⑭示談（交通事故等）

未成年後見人が数人ある場合の権限の行使について（民法857条の2）

- ◆ 未成年後見人が数人あるときは、身上監護権についても財産管理権についても共同して権限を行使することが原則です。

- ◆ 身上監護権を有する未成年後見人が複数ある場合には、必ず共同行使する必要があります。

- ◆ 財産管理権については、家庭裁判所が職権で、
 - ①一部の未成年後見人について財産管理権のみ行使することができる旨定めること、
 - ②各未成年後見人が単独で権限を行使すべきこと又は数人の未成年後見人が事務を分掌して権限を行使すべきことを定めることができます。

- ◆ 成年後見と異なり、身上監護権のみを行使する未成年後見人を置くことはできません。⁷

リーガルサポート会員である司法書士に期待すること

成年後見の分野

リーガルサポートが、①会員に対する研修
②団体独自の指導監督を行っている。

→ 成年後見人等の財産管理事務の
不正発生を未然に抑止する体制
を整えている。

→ 会員がリーガルサポートの方針
に沿った後見等事務を遂行して
いる。

未成年後見の分野

専門職後見人及び専門職監督人として、

適切な財産管理



未成年者の人格の尊重
年齢や発達に応じた身上監護事務